

III 特別支援学校の整備と機能の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(3) 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校に通学を希望する児童生徒の急増により、特別支援学校の過密状況への対応が喫緊の課題となっています。高等学校や、小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密状況への対応を図っていきます。

主な取組1～3

現状として、知的障害以外の障害種の特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱）の数は、限られており、県内どの地域でも専門的な教育を受けられる環境の整備が課題となっています。

そこで、総合的な機能を有する特別支援学校の位置付けを行い整備の充実を図っていくことを検討しています。

また、過密状況への対応については、県立特別支援学校整備計画に基づき、新設校7校、分校2校を開設し、1校で増築を行いました。さらに、平成29年4月開設を目指し、県立特別支援学校の整備を進めています。

なお、平成28年度には、教育・福祉・心理・医療が一体となって児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う分教室を開設しました。

【主な取組1 特別支援学校の計画的な整備】

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めています。

〔実践（3）－取組1－①〕

まだ過密状況への対応を必要とする地域があり、県立特別支援学校整備計画等による今後の整備の方向性を検討し、過密状況への対応を進めます。

葛南地域、東葛飾地域の都市部や南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺などの地域を中心に、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、県立特別支援学校整備計画等に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めてまいります。

〔実践（3）－取組1－②〕

第1次推進基本計画において示された「特別支援学校の教育部門と支援機能」を発展的に見直し、各地域ごとに拠点となる知的障害や肢体不自由の特別支援学校について、現在もっている機能を更に多様化した総合的な機能を有する特別支援学校として位置づけ、各障害種への対応、幼、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対して各障害に応じた専門的な支援を行う機能を有する特別支援学校へとしていきます。具体的には、現在複数の障害種に対応している特別支援学校に加え、通級による指導等の機能を活用した2つ以上の障害種の支援に対応できる特別支援学校を増やしていきます。

第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

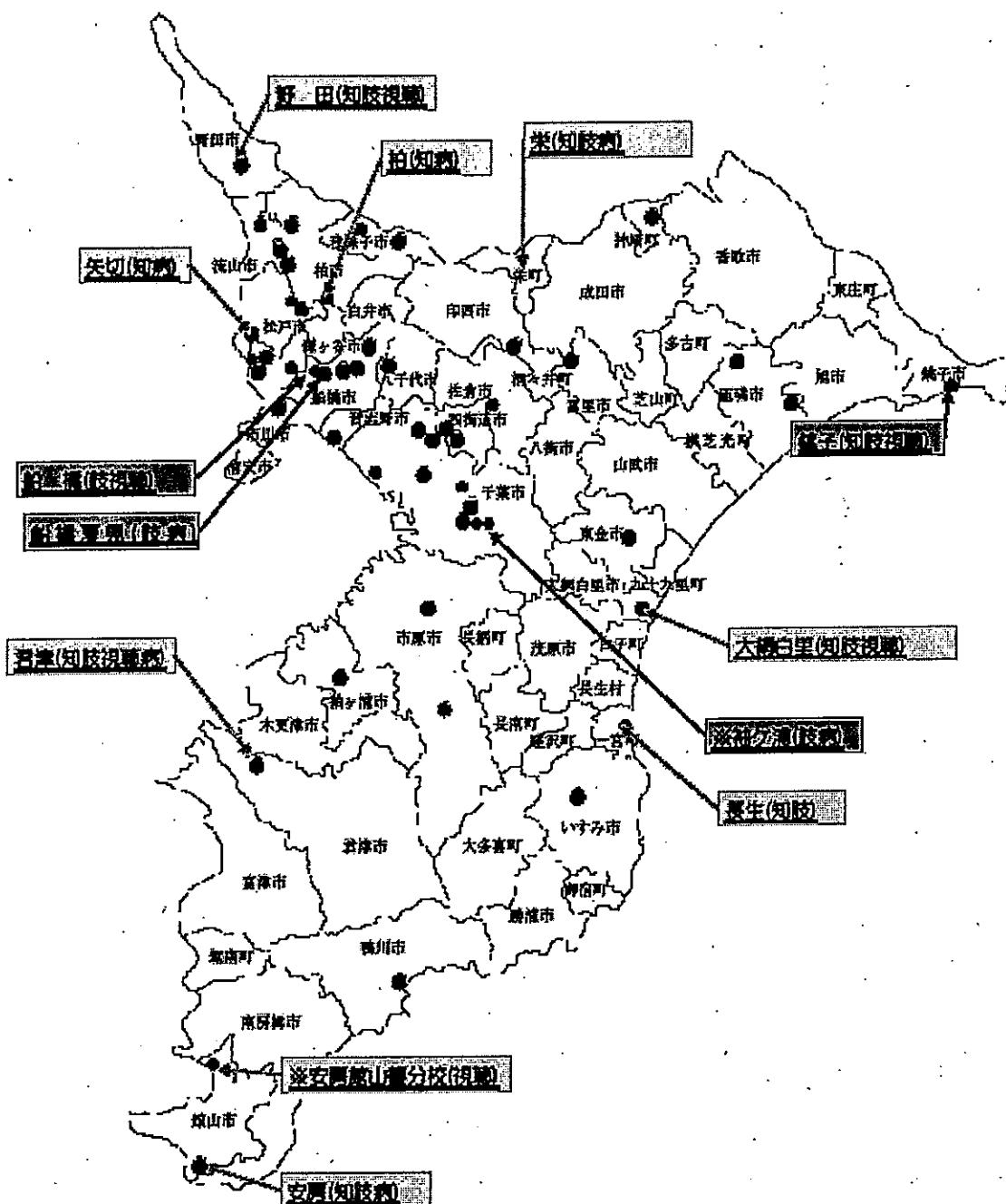
○総合的な機能を有する特別支援学校

視：視覚障害 聴：聴覚障害 肢：肢体不自由 病：病弱・虚弱

	学校名	対応障害種	通級による指導
平成28年度現在	県立袖ヶ浦特別支援学校	肢、病	肢
	県立船橋特別支援学校	肢	肢、聴、視
	県立野田特別支援学校	知	肢
	県立銚子特別支援学校	知、肢	肢
	県立大網白里特別支援学校	知、肢	
	県立長生特別支援学校	知、肢	
	県立安房特別支援学校	知、病、聴	肢、聴
平成33年度予定	県立君津特別支援学校	知、病	病
	県立袖ヶ浦特別支援学校	肢、病	肢
	県立船橋特別支援学校	肢	肢、聴、視
	県立船橋夏見特別支援学校	肢	肢、 病
	県立矢切特別支援学校	知、 肢	
	県立柏特別支援学校	知、 病	
	県立野田特別支援学校	知、 肢	肢、 視 、 聴
	県立栄特別支援学校	知、 肢	知、 肢 、 病
	県立銚子特別支援学校	知、肢	肢、 視 、 聴
	県立大網白里特別支援学校	知、肢	肢、 視 、 聴
	県立長生特別支援学校	知、肢	
	県立夷隅特別支援学校	知、 肢	
	県立安房特別支援学校	知、病、聴	肢、聴
	県立君津特別支援学校	知、病	病

平成33年度

総合的な機能を有する特別支援学校
(2つ以上の障害種に対応する特別支援学校)



【主な取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備】

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

特別支援学校の整備にあたり、県立高等学校や小学校の中に分教室や分校、及び特別支援学校を開設したり、高等部において専門学科や普通科職業コースを設置したりして、障害特性に配慮した施設・設備等に取り組んできました。

その中で、児童生徒の自立や社会参加に向けた学びを深めるとともに、障害のない児童生徒や地域住民との交流及び共同学習に取り組んできました。

〔実践（3）－取組2－①〕

過密状況への対応とともに、施設の老朽化の改善・充実も大きな課題です。特別教室・集会室、個別指導用スペース、更衣室（男・女）の確保、保健室の整備等を進め、施設設備の老朽化の改善・充実に努めます。

スクールバスについても、高等部の生徒のうち自力通学が可能な生徒や医療上常時特別な配慮が必要な児童等を除き乗車を希望する児童等全員が利用できるよう毎年度の各特別支援学校からの増車要望やスクールバス乗車が必要な児童生徒数の増加の状況、運行時間等を考慮しながら、スクールバスの更新や増車等の対応を行っていきます。

〔実践（3）－取組2－②〕

障害特性に配慮した整備にあたっては、特別支援学校の在り方について、学校の分離や校舎の増築、学科の設置等必要な対応と活用する施設を十分検討したうえで、学習環境の計画的な整備に取り組みます。

〔実践（3）－取組2－③〕

肢体不自由の特別支援学校について、地域配置及び機能の観点から、通学区域の見直しを検討します。

肢体不自由の特別支援学校においては、障害の重度・重複化が進み、医療的ケアの必要な児童生徒の増加が今後も予想されます。現在も都市部の肢体不自由の特別支援学校は過密状況にあり、教室の合同使用の割合が高い数値となっています。

また、多くの肢体不自由の特別支援学校においてはスクールバスの長時間乗車も課題となっていることから、過密状況への対応及び長時間通学の緩和を目指し、特に都市部にある肢体不自由の特別支援学校における通学区域の見直しを検討します。そして、各地域の総合特別支援学校へ肢体不自由教育の機能を含めた各種障害に応じた支援機能を分散し、より安全安心に障害のある児童生徒が学べる環境に整えていくようにします。

第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

【主な取組3 特別支援学校が有する多様な機能の充実】

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

特別支援学校がセンター的機能を発揮する地域は、それぞれの特別支援学校の通学区域が担当地区となっています。

特別支援学校のセンター的機能の取り組みとして、平成27年度実績で地域への相談対応数（集計中）、訪問教育については25校が90名（H27.5.1 現在、県立特別支援学校のみ）の児童生徒を対象に家庭や病院、施設へ訪問教育を実施してきました。

特別支援学校が実施する通級による指導は、平成27年度新たに5校が指導を開始し、平成28年度は新たに2校が指導を開始しました。平成13年度から始まった特別支援学校の通級による指導は難聴、弱視、肢体不自由、病弱・虚弱の4障害種に対して現在のべ16校の特別支援学校が通級、巡回による指導、サテライト教室での実施と多様な展開を行い、多様な教育的ニーズに対応しています。

今後、ICTによる遠隔教育を活用した多様な教育的ニーズに対応するための手がかりを探っていきます。

〔実践（3）－取組3－①〕

特別支援学校が有する専門性と様々な支援機能をさらに向上させます。

これまで取り組んできた特別支援学校の通級による指導を更に充実させるために、市町村教育委員会と連携し、地域の小・中学校を拠点としたサテライト教室の推進を図ります。併せて、今後新たに通級による指導を開始する学校については通級による指導や相談機能として使用できる教室整備について検討し、様々な障害種に対応するため特別支援学校の様々な支援機能を高めていきます。

また、サテライト教室の推進と併せて、全県型の機能を有する千葉聾学校、千葉盲学校、袖ヶ浦特別支援学校、仁戸名特別支援学校、四街道特別支援学校の教職員が各地域にある特別支援学校への指導助言を行い、地域における指導者の専門性の向上を目指します。

さらに、これまで仁戸名特別支援学校、四街道特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校の病弱特別支援学校が実施してきた入院している児童生徒への学習指導については、今後千葉周辺地区から県内各地にある中核の病院に入院している児童生徒の学習保障に確実につながるように、各地の病院内の学級等をICTによるネットワークで一元化し、県内どこにいても必要な学習を途切れることなく受けることができるようなシステムの構築をめざします。

第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

〔実践（3）一取組3-②〕

特別支援学校による、小中学校への特別支援教育への広報・啓発活動の一層の機能充実を図ります。特別支援学校の研究会、研修会を地域に公開します。特別支援教育推進に係る情報をWeb、リーフレット、冊子等を通じて発信します。またインクルーシブ教育システム研修会等を通じて、合理的配慮、基礎的環境整備の考え方について周知を図ります。

今後、施設提供機能の充実も図ります。

〔実践（3）一取組3-③〕

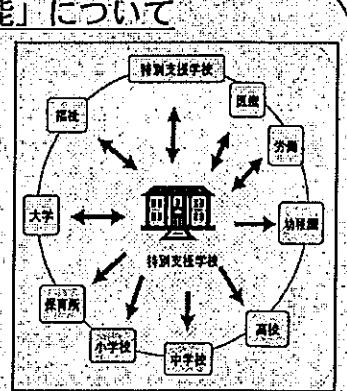
高等学校については、交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害のある生徒に対する指導方法や教育相談等について特別支援学校が持っている指導技術を提供します。特に、高等学校に平成30年度から導入が予定されている障害に応じた指導である、「自立活動」の授業、いわゆる小・中学校で行っている「通級による指導」について、平成29年度に「千葉県公立高等学校の通級による指導導入に向けた準備委員会（仮称）」を設置し、本格導入に備えます。

コラム14

「特別支援学校のセンター的機能」について

千葉県では、特別支援学校の特別支援学校のセンター的機能について平成25年度から3年間研究事業として取り組み、以下の5つの機能として、特別支援学校の役割の充実を進めてきました。具体的な成果例として、

- ①相談機能→小中学校教員への支援
- ②指導・支援機能→通級指導の充実
- ③研修機能→小中学校教員対象の研修会の充実
- ④広報・啓発機能→特別支援教育に関する情報発信
- ⑤コーディネーター機能→個別の教育支援計画の作成・活用を図り関係者会議主催等の成果や効果を上げてきました。こうした成果を本計画に活かしていきます。



IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らししが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。

また、社会の産業構造の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく、流通・サービス分野への就労の機会が広がってきています。

このような状況を踏まえ、中学校や高等学校に在学している、障害のある生徒のキャリア教育の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。

主な取組 1～4・5

【主な取組 1 キャリア教育と職業教育の充実】

特別支援学校における職業教育の充実を目指し、様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図ります。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通して、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図ります。

〔実践（4）－取組1－①〕

障害のある児童生徒が、豊かな体験活動を通して実践的に学ぶことは、社会で自立し参加していく力の育成に効果的です。

特別支援学校における職業教育の充実のため、平成28年度現在、24校67名の職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後、各特別支援学校の職業指導の特色に合わせて、様々な職種の専門家を委嘱講師として雇用し、職業に係る専門的知識・技能の向上を図ります。

〔実践（4）－取組1－②〕

特別支援学校の教員のキャリア教育に係る指導能力を向上させるために、企業に協力を依頼し、障害者が働く現場を中心として企業内で実習を行っています。県内特例子会社連絡会や千葉県中小企業家同友会、(財)千葉県経営者協会等に、引き続き協力を依頼し、児童生徒の障害の状態や受け入れる企業の状況に応じた進路指導や就労支援に当たっていくことができるよう教員の指導力の向上に努めます。

【主な取組2】障害のある生徒の自立・社会参加を支援するネットワークの構築】

特別支援学校高等部や高等専校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じて就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進します。

〔実践（4）－取組2－①〕

平成24年度より、千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を組織しています。今後さらに、各地域において特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労支援事業所、医療機関等の関係機関が連携・情報交換し、就労支援ネットワークの円滑な運用に努めます。また、高等学校にもそのネットワークの機能を広げ、就労支援の充実に一層努めていきます。

〔実践（4）－取組2－②〕

就労支援コーディネーターが組織的に活動できるように、平成25年度から「千葉県特別支援学校就労支援マニュアル」を作成し、就労支援の方法を県内で共通化した上で、県内の就労支援ネットワークを6地区に分け、各地区において、就労支援コーディネーターが中心となり、就労支援に関する情報を県内全域で共有するとともに、地区別に「就労支援のための学校と企業のセミナー」などを企画・開催するなど特別支援学校と企業及び関係機関との連携を強化する取組を一層充実します。

〔実践（4）－取組2－③〕

千葉労働局や千葉県就業・生活支援センター、千葉県中核地域生活支援センター、ハローワークの障害者就労支援関係部署、相談支援事業所等関係機関と連携して雇用・就労関係の情報を共有し、障害のある生徒が、最も適した「働く場」に円滑に移行し、安定して働き続け、働く力を伸ばしていくことを目指します。

また、在学中に就労移行支援事業所等に依頼してアセスメントを実施するなど、各生徒の就労面や生活面の状況や課題を把握するとともに、身についた技能や学習してきた経験を個別の移行支援計画にまとめ、進路先や就労後の支援の中心となる千葉県就業・生活支援センターに情報提供及びアフターケアすることにより、よりよい適応を図るように努めます。

〔実践（4）－取組2－④〕

県内どこの特別支援学校でも就労のための技能が同じように習得できるように、平成25年度より「千葉県特別支援学校清掃検定マニュアル」を定め、清掃検定を県主催で実施してきました。今後は、千葉県特別支援学校キャリア教育推進協議会を組織し清掃と同様に、今後就労が見込めるパソコン入力、接客サービス検定を行っていきます。さらに取組の充実を図るため、検定のマニュアル等を

第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

作成することによって、児童生徒が身につけたい技能や態度を段階的に明らかにし、実習先や進路先に獲得している技能をわかりやすく示します。

〔実践（4）一取組2-⑤〕

平成27・28年度の「高等学校のキャリア教育・就労支援等の充実」についての研究成果を発表会や成果報告書等を通して、県内各高等学校に広く普及啓発し、そのノウハウを活用できるようにします。さらに、高等学校と特別支援学校との合同研修会等を開催するなどして、障害のある生徒の社会参加や就労支援について、特別支援学校が培ってきた情報や支援スキルを、高等学校でも有効活用できるようにします。

〔実践（4）一取組2-⑥〕

障害のある方の卒業後の生活が豊かなものとなるよう、さわやか千葉県民プラザ等の生涯学習施設、市町村ごとの公民館や図書館等の利用を在学中から教育課程に組み込み、活用しやすいようにします。特別支援学校同士の連携・情報共有にも努め、各特別支援学校の同窓会などの充実を図っていきます。

コラム15

千葉県における「特別支援学校の専攻科、職業学科（専門学科）、職業コース、類型化」とは



千葉県の特別支援学校の専攻科は、高等部段階等を卒業した生徒等を対象として、国家試験等が必要な専門的な知識や技術を身につけ就労を目指し教科・臨床等に取り組む学科です。聾学校では理容科、盲学校では、理療科、保健理療科を位置付けています。

職業科とは専門学科のことになります。千葉聾学校の理容科・産業技術科、千葉盲学校保健理療科・総合生活科、知的障害特別支援学校高等部専門学科（職業学科）とし、職業に関する知識や技能を身につけ、卒業後の就労を目指します。普通科とは別学科となり、流山高等学園・市川大野高等学園、つるまい風の丘分校等では、園芸技術科、工業技術科、生活技術科、福祉・流通サービス科、流通サービス科等を設置しています。

職業コースは、特別支援学校高等部普通科の、分教室等の普通科の職業コースとして、作業学習や職業等の教育課程を編成し、職業的自立に取り組んでいます。

類型化とは聴覚、視覚、肢体不自由、病弱、知的障害の特別支援学校において、生徒の特性、進路等に応じて適切な教育ができるように教育課程の類型を設けています。教育課程を、小中高等学校の教育課程に準する教育課程、各教科等を合わせた指導による教育課程、自立活動主体の教育課程、職業指導に特化した教育課程等

第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

〔主な取組3 「障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築〕

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、職業的に自立する力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進を図ります。

また、この取組の成果を県内に発信することを通じて、市町村への普及を図ります。

〔実践（4）－取組3－①〕

平成28年6月1日現在、特別支援学校の卒業生等を県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能員や調理員等の業務に係る嘱託職員として、36校に37人を雇用しています。また、県立教育機関にも10名を環境整備等に従事する嘱託職員として雇用しています。県障害者就業・生活支援センターとの連携及び支援に当たり、社会人として働き続けるために必要な力を身につけ、一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進を図ります。

〔実践（4）－取組3－②〕

高等学校の障害のある生徒や特別支援学校の高等部段階から千葉県就業・生活支援センター等と連携を図り、アセスメントやそれぞれの生徒に適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けることができるよう協力依頼をして、職場の定着を図り、安定して働き続けることができるようになります。

また、就労定着が進むよう高等学校や特別支援学校のアフターケアから、県障害者就業・生活支援センターの支援へと円滑に移行できるように連携協力を図ります。

コラム16

「ドイツのインクルーシブ教育システム」について

ドイツのNRW州では、通常学校で教育を受けるシステム、また特別支援学校での教育もうけられるシステムをとっています。視察したエマ基礎学校では、いわゆる通常学級に障害のある子ども達が同じ学級で、学習を行っています。写真は教科の学習の様子になります。一緒に学習を行っている子ども達は、言語障害のある子ども達が通常学級で学習しています。学校は午前中で終わります。このエマ基礎学校では、学校全体としての全日制の取組への移行が課題となっていました。こうした視察をもとにドイツのインクルーシブ教育システムの取組について今後の参考にしていきたいと考えています。



〔主な取組4〕〔障害者への学びの支援〕

さわやかちば県民プラザでは、障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身につけるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会などをを行い、学びの支援を推進します。

〔実践（4）－取組4－①〕

さわやかちば県民プラザで、生涯学習に関する講座を開催し、障害のある方の学びの場と機会の充実を図ります。

〔実践（4）－取組4－②〕

県立図書館では、読書支援機器活用講座の実施など、障害者が健常者と同じように資料の提供を受けられる各種サービスや研修会などを実施していきます。また、特別支援学校等への読み聞かせの活動を通して、障害のある幼児児童生徒にも読書の楽しみ等の機会を提供します。

※平成28年4月から障害者差別解消法が施行されるなど、障害のある人への理解の促進は一層重要性が増していることを踏まえ、以下の取組を追加します。

〔主な取組5〕〔障害者に対する理解の普及啓発〕

さわやかちば県民プラザや各市町内の公民館等では、障害者理解について一般の方への普及啓発を行っています。

障害のある生徒が卒業後、社会の中で主体的に生活できるよう、今後も障害者に対する理解の普及促進を図ります。

〔実践（4）－取組5－①〕

さわやかちば県民プラザでは、障害のある人の作品展の開催や制作物の販売等の機会の提供により、さわやかちば県民プラザを利用する地域の方々と、障害のある人との交流の場を設定するなどして、地域の方々の障害者に対する理解啓発に努めます。

〔実践（4）－取組5－②〕

障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支えあってくらす共生社会の実現を目指して、障害福祉課等で行われる様々な取組を通して、障害のある方との心のふれあいや障害のある方への理解啓発に努めます。

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

多様な学びの場を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要です。

このため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

主な取組1～3

これまで、発達障害を含む特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、より良い支援の仕方や関わり方ができるように、特別支援アドバイザーや各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の指導・助言を受けて、障害特性の理解や指導の手立て等について教員の専門性の向上に努めてきました。特に、幼・小中学校・高等学校等においては、指導方法の工夫や学習支援員の配置により、学習の充実を図ってきました。

今後は、特別支援学校の免許状の取得率の向上や研修の充実を通して、更に、幼児児童生徒の能力を引き出し、十分な学びの場を確保する中で、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めていきます。

【主な取組1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進】

小・中学校等及び高等学校の教員に対して、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講の促進を図ります。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（H27年度）	目標（平成33年度）
特別支援学校における 特別支援学校教諭免許状保有率	85.8%	90%
特別支援学級における 特別支援学校教諭免許状保有率	39.8% (全国平均 30.7%)	42%

〔実践（5）－取組1－①〕

特別支援学校に勤務する教諭のうち、小・中学校等から的人事異動者等で特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対しては、認定講習を優先的に受講できるようにするなどして、全ての者が特別支援学校勤務後5年以内に特別支援学校免許状を取得するよう働きかけます。

〔実践（5）－取組1－②〕

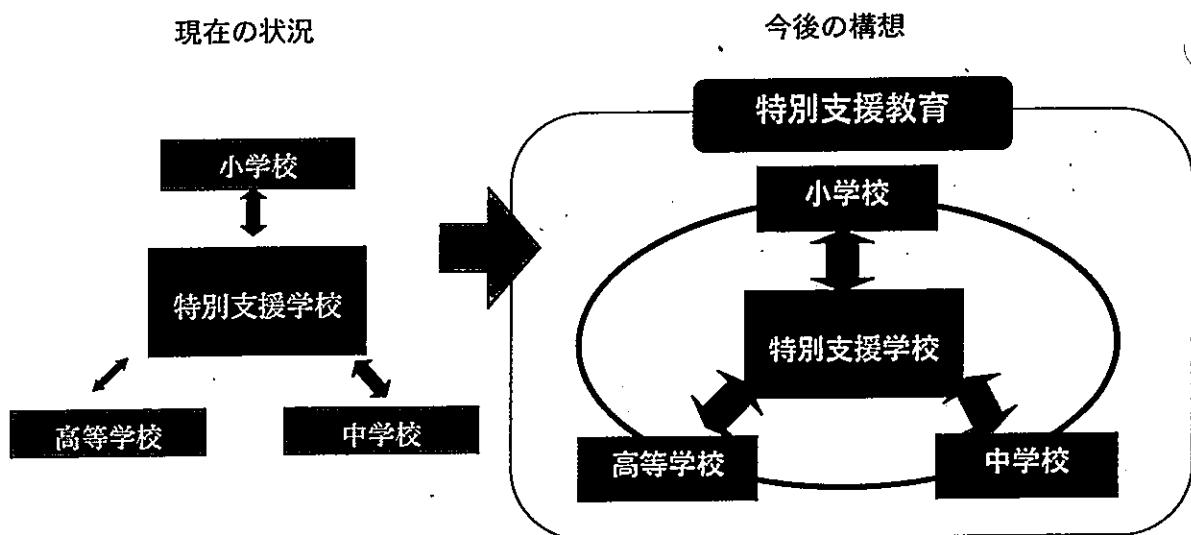
特別支援教育を推進していくためには、全ての教職員が特別支援教育に関して基礎的な知識・技能を有することが必要です。大学等との連携を強化し、教員を目指す学生が特別支援教育に関する内容を積極的に体験したり学んだりできるよ

第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

うに「特別支援教育フレッシュサポート事業」「ちば！教職たまごプロジェクト」等の事業、教育実習や介護等体験の積極的な受け入れ、また、教員免許取得が目的ではない医療看護系の学生の体験研修等を行っています。また、小中学校・高等学校等の教員に対し、「特別支援学校教諭免許状」の取得を目的とした認定講習受講の促進に努めるとともに、特別支援学校での異校種体験も積極的に受け入れています。

〔実践（5）一取組1－③〕

教員採用選考で「特別支援教育」の採用枠を設置し、「特別支援教育」枠で採用した教員は、特別支援学校で経験を積んだ後、他の学校種へも異動し、特別支援学級の担任、通級指導教室の担当教員等となることで、特別支援学級、通級指導教室の担当教員の専門性の向上を図ります。



〔実践（5）一取組1－④〕

優秀な特別支援学級及び通級指導教室担当者の取組を県教委ニュースに紹介し、特別支援学級や通級指導教室担当者の意欲を高めるとともに専門性の向上を図ります。

〔実践（5）一取組1－⑤〕

国の研究事業や県の研究指定校の研究を進めるに当たって、多くの大学・研究機関の指導を仰いでいます。代表的なところとして、千葉大学、筑波大学、東京大学、植草学園大学、淑徳大学、順天堂大学、国立特別支援教育総合研究所、国立高齢・障害者雇用支援機構等にご協力いただきました。研究内容の一覧はデータ集Pデータ28～Pデータ30に掲載しています。詳細な研究内容、研究成果につきましては、当課ホームページまたは、研究した市町村や学校のホームページに掲載しています。また、研究を通して育成した指導力の優れた教員を積極的にリーダーとなる教員の研修会等の講師として活用し、指導的立場の教員等の指導力の向上を図るとともに、地域や学校の中核となる教員を育成します。

【主な取組2 特別支援教育に関する研修の充実】

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について、理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めると、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

〔実践（5）一取組2-①〕

県総合教育センター等が実施する幼・小中・高等学校等全ての校種における階層ごとの悉皆研修において、特別支援教育に関する講話・演習等を行い、教職員の特別支援教育に関する知識・技能の向上を図ります。各学校の管理職対象の推薦研修においては、障害者の権利に関する条約または法に関する学び、ボトムアップ、トップダウンの両面から教職員の特別支援教育に関する専門性を向上させていきます。各学校のミドルリーダーの教職員を対象とした推薦研修においても、法を含めた特別支援教育に関する講話等を行い、実務のリーダーとして特別支援教育を推進していくことができるよう努めます。

また、人材育成、専門性の向上を目指して幼・小中学校・高等学校等の教職員のニーズに即した研修事業を企画するとともに、受講者の目線で参加しやすいように研修場所や研修形態の工夫に努めます。

さらに、障害のある児童生徒の学びの支援にICTの活用の一層の充実に向けた研修に取組みます。

〔実践（5）一取組2-②〕

近隣の特別支援学校と小・中学校・高等学校等の教職員同士が、学習場面での定期的な交流を行い、教職員相互の専門性を高め合うとともに、お互いの指導力の向上を図ることができるよう体制整備を図ります。

〔実践（5）一取組2-③〕

特別支援学校のセンター的機能のひとつとして、関係団体と共に研修会・シンポジウム等のともに学び合う機会となるような研修会を企画し、相互に研修し合える場の充実を図ります。

〔実践（5）一取組2-④〕

平成28年6月28日に制定された手話言語条例を受け、県総合教育センター等の研修で、手話等に関する研修の充実を図ります。

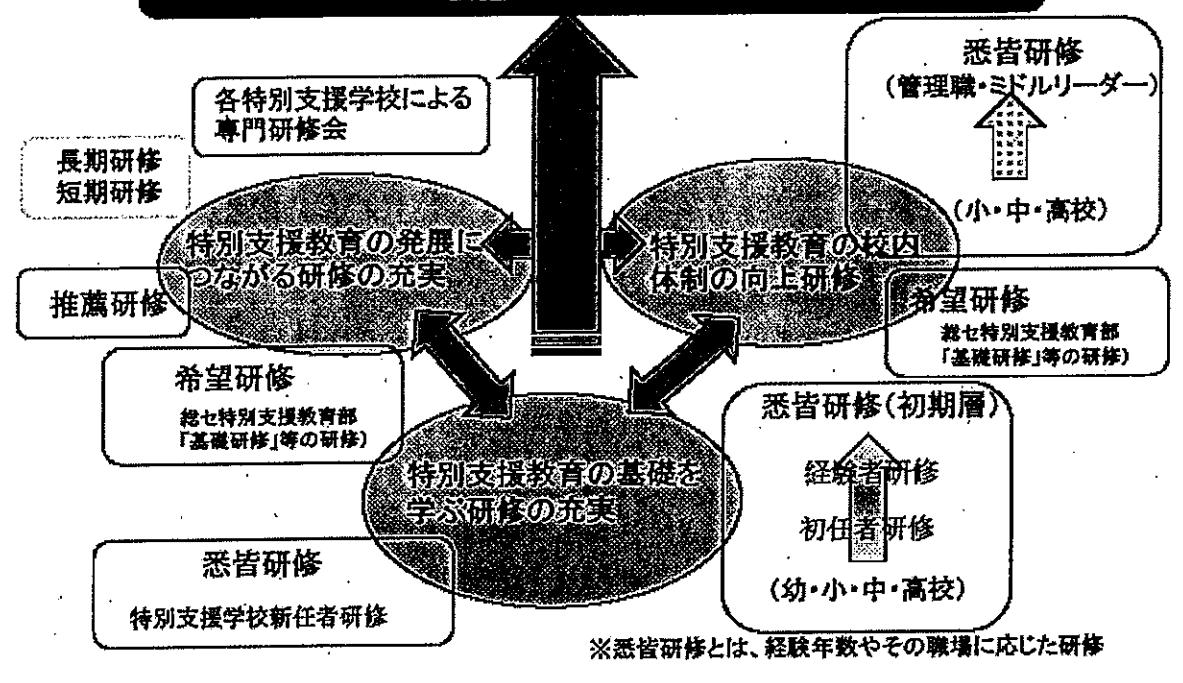
〔実践（5）－取組2-⑤〕

県総合教育センター特別支援教育部では、障害別基礎研修コンテンツ（知的障害、発達障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱、言語障害）の活用を推進し、特別支援教育の経験の少ない教職員や、通常の学級の教職員に対する特別支援教育についての専門性向上の活用を図ります。

また、教職員がキャリアアップできるように障害種別の専門性を明らかにし、段階的に学ぶことのできるシステムを構築します。

今後の特別支援教育の充実を目指した研修＜概要＞ イメージ図（案）

インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進を目指した研修の充実



〔主な取組3〕異校種間の計画的な人事交流の推進

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めるなどにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手を育成するなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進します。

〔実践（5）－取組3－①〕

小・中学校・高等学校等及び特支援学校間の計画的な人事交流を実施し、小中学校・高等学校等の管理職や教員に特別支援学校経験者を増やします。なお、県立特別支援学校の交流者には、特別支援学校教諭免許取得のための認定講習を優先的に受講させ、小中学校・高等学校等における特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります。

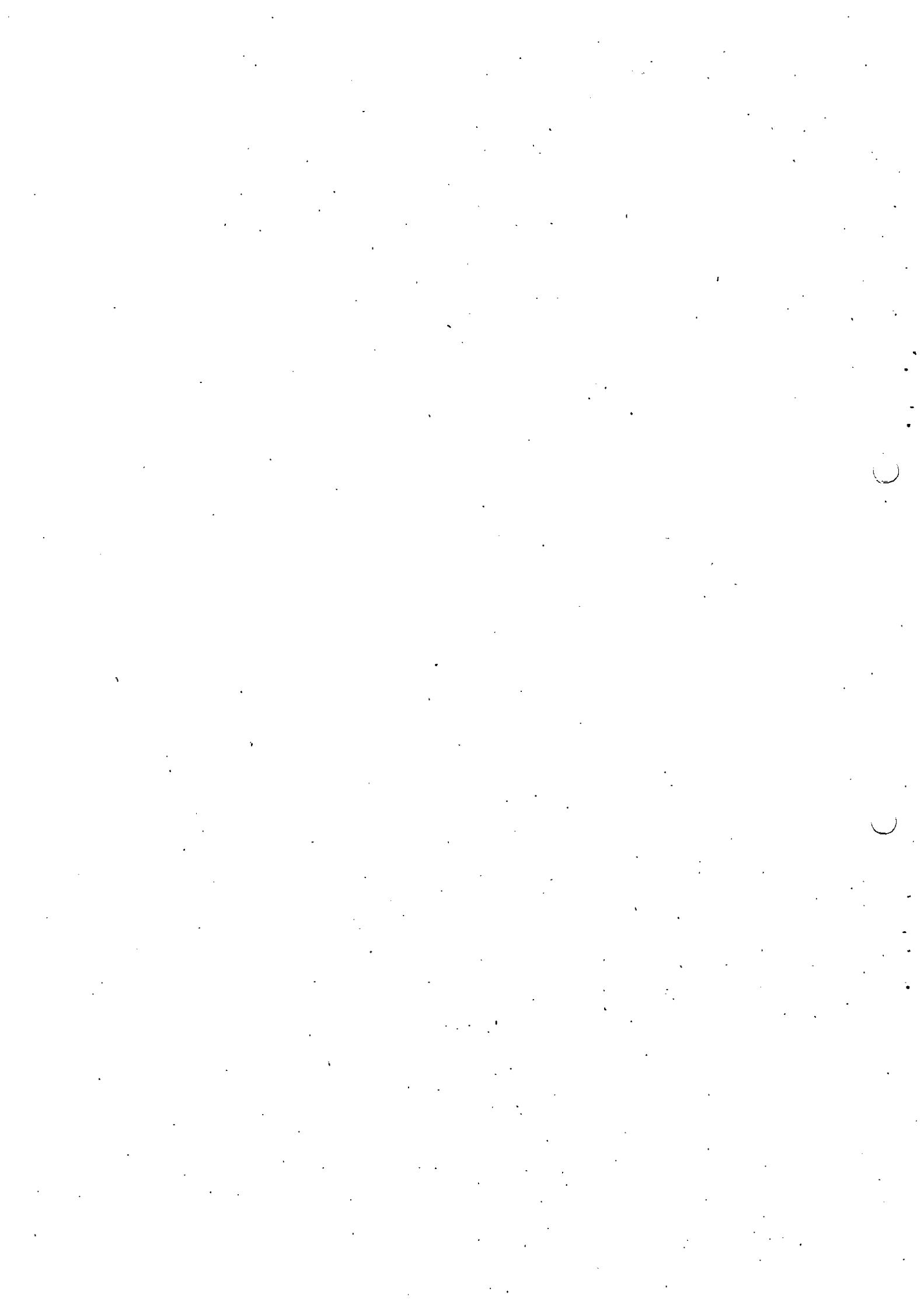
また、特別支援学校における勤続期間が3年以上の者を対象に小・中学校等の特別支援学級等への短期人事交流についても推進し、小・中学校等の特別支援学級や通級指導教室での指導の質の向上につなげていくようにします。

〔実践（5）－取組3－②〕

人事交流者の中から、国立特別支援教育総合研究所に発達障害を含む様々な障害特性についての短期研修（2か月）に派遣し、専門性を高めるとともに、将来、小・中学校、高等学校等に異動することで、地域のリーダーとなる人材を育成します。

〔実践（5）－取組3－③〕

各教育事務所に特別支援教育の専門性のある指導主事を配置し、各地区の状況に応じた特別支援教育の推進を図ります。



第1節 計画推進体制

この計画は、『新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン』に掲げた施策、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」を、具体的に行動していくための計画です。

従って、計画の推進に当たっては、教育関係機関はもとより、福祉、労働、保健、医療などの関係機関や企業などとの密接な連携・協力を図りながら、横断的、総合的に取り組んでいきます。

第2節 進行管理

この計画は、千葉県の特別支援教育に関して、平成33年までの5年間を目安に実施していく取組の方向性をまとめたものです。

具体的な進め方については、施策毎に5年間の推進計画（工程表）を策定し、年度毎に実施していきます。

第3節 点検評価

点検評価は、施策毎の進行管理に基づき、年度毎に進行管理票を作成し評価するとともに、千葉県特別支援教育研究推進会議（本部会、専門部会）において、年度毎に進捗状況を確認します。

点検評価の結果は、千葉県特別支援教育研究推進会議の議事録として公表するとともに、計画期間最終年度の平成33年度に総括します。

